

## 開 会（午前 11 時 3 分）

### 開会・開議

#### 議長（大谷内義一）

ただいまから、平成 17 年第 4 回能登町議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員数は 39 人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 会議録署名議員の指名

#### 議長（大谷内義一）

日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、13 番菊田俊夫君、14 番穴釜光雄君を指名いたします。

### 会期の決定

#### 議長（大谷内義一）

日程第 2「会期の決定」の件を議題といたします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。（なしの声）  
ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

### 諸般の報告

#### 議長（大谷内義一）

日程第 3「諸般の報告」を行います。  
地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布いたしましたのでご了承願います。

## 議案第 5 2 号

### 議長（大谷内義一）

日程第 4 議案第 5 2 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

### 提案理由の説明

#### 町長（持木一茂）

本日、ここに平成 1 7 年第 4 回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の折りにもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案しております議案は、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の 1 件であります。地方公務員の給与は、国家公務員の給与に準拠することが適当とされておりますが、国家公務員の給与法の改正が、既に本年 1 1 月 7 日に公布され、本町の条例も法令に沿って改正を行う必要が生じております。本条例の改正は、その性質上専決処分によることなく、議会の慎重な審議を経た議決が必要なことに加えて次期の勤勉手当の支給基準日が 1 2 月 1 日であることから、これに間に合わせるため急きょ本日の臨時議会を開催していただいたものであります。

それでは、今回の給与制度改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。改正条例第 1 条の内容につきましては、本年 1 2 月 1 日より施行されるものですが、公務員と民間の給与比較において、2 年振りに公務員の給与が民間の水準を上回っていたことから、基本給を 0. 3 6 % マイナス改定するとともに、配偶者に係る扶養手当を 5 0 0 円引き下げるものであります。また、賞与につきましては、逆に民間が公務員を上回っていたため、手当の支給率を 0. 0 5 月分引き上げ、年間 4. 4 5 月分の支給とするものであります。給与水準の引き下げは、その施行日が 1 2 月 1 日となっており、4 月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差相当分解消するため、1 2 月期の期末手当において差額分を減じた調整を行うことから、これを差し引きいたしますと、年間で平均約 4 千円程のマイナスとなり、平成 1 7 年度の給与改定にともなった新たな追加財源負担は要しないものとなっております。

次に、改正条例第 2 条につきましては、平成 1 8 年度から地域賃金水準の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等の、給与構造

の抜本的な改革を実施するもので、将来に向かって総人件費を抑制し、経費の削減に資するものであります。

給与構造の改正では、平成18年度以降の給料表を平均で、4.8%引き下げることとなりますが、この措置は中高年齢層を最大で7%引き下げる一方、若年層は引き下げず、今後の加齢とともに給与の伸びを全体的に緩やかにする給与カーブのフラット化が図られています。

その経過措置として、給料が来年3月の水準を下回る場合は、来年3月の給料を保障することとされ、8級制から6級制に再編集約される新しい給料表では、3級以上の職員の大半が経過措置による昇級の停止状態の対象になるとみられます。基本的には現在の給与水準は維持されるが、伸びが抑えられることとなります。

また、従来は年4回だった昇級時期を平成19年から1月1日の年1回に統一するとともに、給料表の号給を4つに細分化することにより、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階設けることとして、職員の勤務成績が昇給に適切に反映される仕組みとしたところであります。今後、平成21年度までの4年間は標準的な昇給を3号給とすることで、従来に比べて昇給幅が抑制される措置がとられ、55歳以上の職員については、給与の引き下げに伴い、これまでの昇給停止の措置はとりやめとし、昇給幅を通常職員の半分以下に抑制する制度が導入されております。

また、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、いわゆる枠外昇給制度については、廃止することとし、今回、新設された地域手当につきましては、それぞれの地域の民間給与がよりの確に反映されるよう創設されたもので、県内では金沢市と内灘町が対象地域となっておりますが、本町では、県庁等へ研修派遣する職員に適用するものであります。

次に、附則にあります「職員の旅費に関する条例の一部改正」及び「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきましては、給与条例の一部改正にともない、関連事項の字句を整理する必要があるため改正するものでございます。

なお、今回の改正により「議会議員等の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」及び「常勤の特別職の職員の給与に関する条例」及び「教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例」につきましても、期末手当を0.05月分引き上げる条例の改正をすべきところでしたが、本町の行財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、その健全化を図ることが重要な課題となっている現状から、議員各位のご理解により今回改正を見合わせるものでございます。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げ

げましたが、議員各位におかれましては、重ねて慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうか宜しくようお願い申し上げます。

**議長（大谷内義一）**

以上で、提案理由の説明が終わりました。ただいま、議題となりました議案1件の審議方法について、お諮りします。

議案1件は、全体審議としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、全体審議とすることに決定いたしました。

**質 疑**

**議長（大谷内義一）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**討 論**

**議長（大谷内義一）**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声）

**議長（大谷内義一）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

## 採 決

### 議長（大谷内義一）

これから議案第52号についてを採決します。お諮りします。

議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

### （賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。  
町長持木一茂君

### （町長挨拶）

### 町長（持木一茂）

第4回臨時会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜り、提出案件を原案どおり可決していただきまして、誠にありがとうございます。地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しいものがありますが、奥能登に人、暮らしが光り輝き、ふれあいのまちづくり実現のため、誠心誠意努めて参りたいと、存じておりますので議員各位のご理解と、ご支援を賜りますようお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

### （閉 議・閉 会）

### 議長（大谷内義一）

これをもちまして、平成17年第4回能登町議会臨時会を閉会いたします。  
議員の皆さんご苦勞さんでございました。

閉会午前11時16分

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年11月22日

能登町議会議長            大谷内 義一

署名議員                    菊田 俊夫

署名議員                    穴釜 光雄